

平成 20 年 3 月 11 日  
教授会決定

## 公的研究費の不正防止計画

神戸市看護大学において公的研究費の適正な運営・管理を行うために次の通り不正防止計画を策定する。

### 1. 責任体系の明確化

学内の責任体系を明確にするため、指針を制定し、ホームページに公表する。

### 2. 研究者の意識向上

研究者及び事務職員の意識向上を図るため毎年度当初に、研究倫理綱領、指針を全員に周知する。

### 3. 研究費の適正な運営管理

科研費の配分時期に説明会を実施し次の事項を中心に研究者及び事務職員に徹底する。

- (1) 支出決定事務は、研究者が行い、最高責任者（学長）の決裁をうける。
- (2) 発注・検収事務は、事務職員が行う。
- (3) 支払決定事務は、事務職員が行い、統括管理責任者（事務局長）の決裁をうける。
- (4) 研究費の執行の中で、特に旅費・謝金については、適正な運用を図る。
- (5) 不正発生要因の把握に努め、審査業務の厳正化を図る。
  - ① ルールと実態が乖離していないか。
  - ② 取引に対するチェックが不十分になっていないか。
  - ③ 予算執行が特定の時期に偏っていないか。
  - ④ 業者に対する未払い問題は生じてないか。
  - ⑤ パート・アルバイトの雇用が適正に行われているか。等

### 4. 適正執行を図るためのマニュアルの整備

研究費の不正防止を図るための実質的なマニュアルを常に整備する。